

大学等における 多様な資金の獲得

世界の潮流と日本のこれから

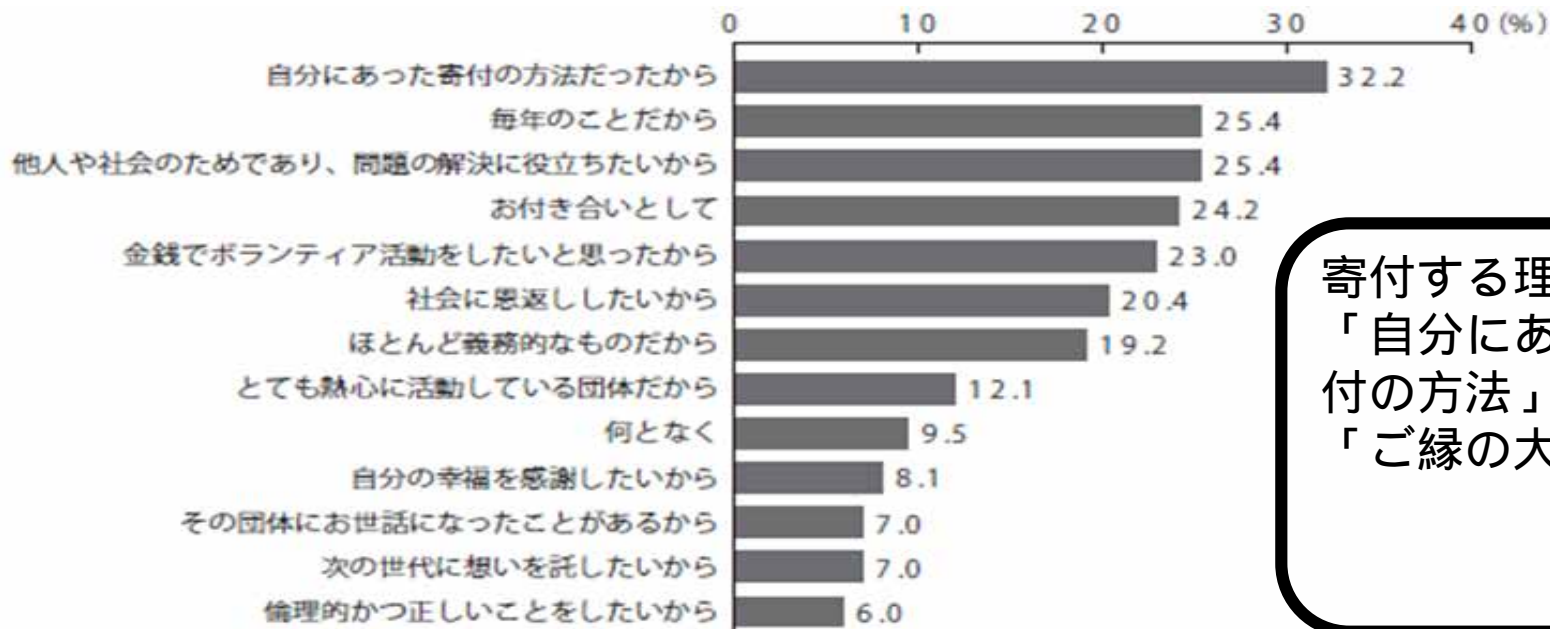
日本ファンドレイジング協会代表理事
全国レガシーギフト協会副代表理事
鵜尾雅隆



日本の寄付と諸外国の寄付のギャップ

国名	個人寄付
日本	6,931億円
アメリカ	約25兆円(2,289億ドル)
英国	約1兆6200億円(93億ポンド)
韓国	6,900億円(6兆9000億ウォン)

日本の法人寄付は7,168億円、米国法人寄付は1兆4500億円(以上2012寄付白書)



寄付する理由：
「自分にあった寄付の方法」×
「ご縁の大切さ」

助成財団の日米欧比較

国名	助成財団数
日本	1,897 (助成財団センター把握分)
ヨーロッパ	114,000 (Europe Foundation Center調査)
米国	79,616 (independent Foundation数) 内、Family Foundation 38,671 49%のFamily Foundationは1年間に5万ドル以下の助成額 62%のFamily Foundationは百万ドル(1.2億円)以下の総資産

日米の財団トップ10比較

(単位 : 億円、百万ドル)

①民間資金を基に設立された団体

14	13	財団名	年間助成額	資産総額
1	-	日本財団	219.23	2943.92
2	2	日本教育公務員弘済会	43.46	336.31
3	-	JKA	40.69	614.47
4	5	武田科学振興財団	17.74	1218.09
5	6	三菱商事復興支援財団	12.05	24.81
6	7	上原記念生命科学財団	12.02	1199.32
7	10	ロータリー米山記念奨学会	10.40	81.67
8	12	交通遺児育英会	9.49	308.63
9	15	日本国際教育支援協会	7.43	71.06
10	-	トヨタ・モビリティ基金	7.40	9.94

表6 アメリカの上位20財団 年間助成額

財団名	年間助成額(¥)	年間助成額(\$)
1 Bill & Melinda Gates Foundation	3,989	3,321
2 The Abbvie Patient Assistance Foundation	1,025	853
3 The Bristol-Myers Squibb Patient Assistance Foundation, Inc.	974	811
4 Johnson & Johnson Patient Assistance Foundation, Inc.	855	712
5 Merck Patient Assistance Program, Inc.	825	687
6 Genentech Access To Care Foundation	817	680
7 Pfizer Patient Assistance Foundation, Inc.	802	668
8 GlaxoSmithKline Patient Access Programs Foundation	721	600
9 Ford Foundation	673	560
10 Lilly Cares Foundation, Inc.	605	503

日本の寄付を取り巻く課題

政策制度上の課題

- フローの寄付税制は改善しているが
- ➡資産寄付に関する税制優遇が非常に弱い
 - ➡「ファミリー財団」が形成しづらい公益法人制度

資金循環メカニズム・環境整備上の課題

- クラウドファンディングの成長や非営利組織評価センターなどの発足は好材料だが
- ➡「寄付したお金がどう活かされるか不安」という声が依然多い
 - ➡適切な寄付教育の不足、寄付の社会的意義の啓蒙の必要性

ファンドレイジング力上の課題

- ファンドレイジングへの理解の全体的底上げは図られつつあるが
- ➡戦略的なファンドレイジングに取り組む組織と人の層が薄い
 - ➡寄付者が、「寄付の成功体験」をしていない

私たちのチャレンジ

ファンドレイザーの育成

- ・認定ファンドレイザー資格制度(有資格者980名、受講者2800名)
- ・アジア最大のファンドレイジング大会主催
- ・ファンドレイジング・スクールの運営
- ・会員数 1500(法人・個人)
- ・全国に6つのチャプター(支部)



寄付・社会的投資の促進

- ・子どもたちの「寄付教育」「社会貢献教育」のモデル授業の開発、全国での展開
- ・寄付白書の発行
- ・社会的投資市場形成に向けたロードマップ発表
- ・G8社会的インパクト投資タスクフォース日本諮問委員会事務局運営支援
- ・休眠口座国民会議
- ・寄付月間～Giving December～の企画運営
- ・社会的インパクト評価イニシアチブ発足
- ・全国レガシーギフト協会発足

Giving Japan 2015
寄付白書
2015



大学への寄付が進むために

遺贈、信託制度の促進を図る

相続50兆円時代において、2割の人は遺贈寄付に関心がある。➡税制改正と各大学での戦略化
公益信託制度の改善の機運は好材料 ➡制度改正の実現と大学での信託活用

ファンドレイジングの中長期的戦略力を高める

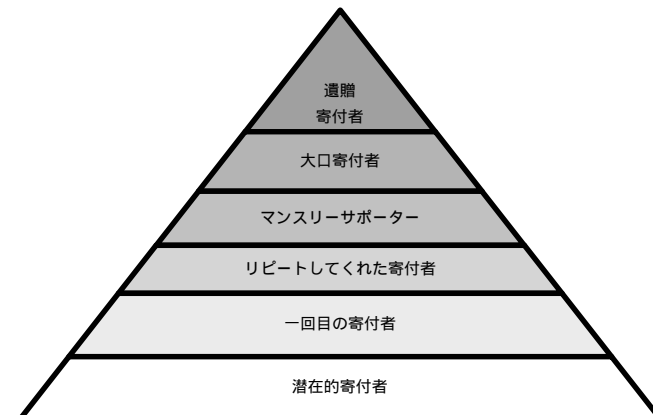
ファンドレイザーの確保も重要であるが、同時に適切な中長期の
ファンドレイジング戦略を各大学が持っていないことが課題 ➡目標KPIを明確化した中長期戦略のレベル
向上やインセンティブ型の補助金

Paying Forward的な意識を学生時代から持たせる

「大学時代に自分やクラスメイトが寄付で助かっているという意識を
持つ機会が少ない」

「大学時代に寄付集めの経験がない」

- ➡Paying Forward 的なプログラムの展開
- ➡Learning by Giving 的な寄付教育プログラムの導入



(参考1 寄付月間)

欲しい未来へ、寄付を贈ろう。



「寄付に感謝し、寄付を考えるきっかけ」
35のNPO、企業、行政、国際機関が連携した日本初のキャンペーン。
寄付啓発イベントや誰もが参加できる
キャンペーンなど全国75の公式認定企画、約400の賛同団体



東海地域で約2000店舗でカンバイチャリティーを実施



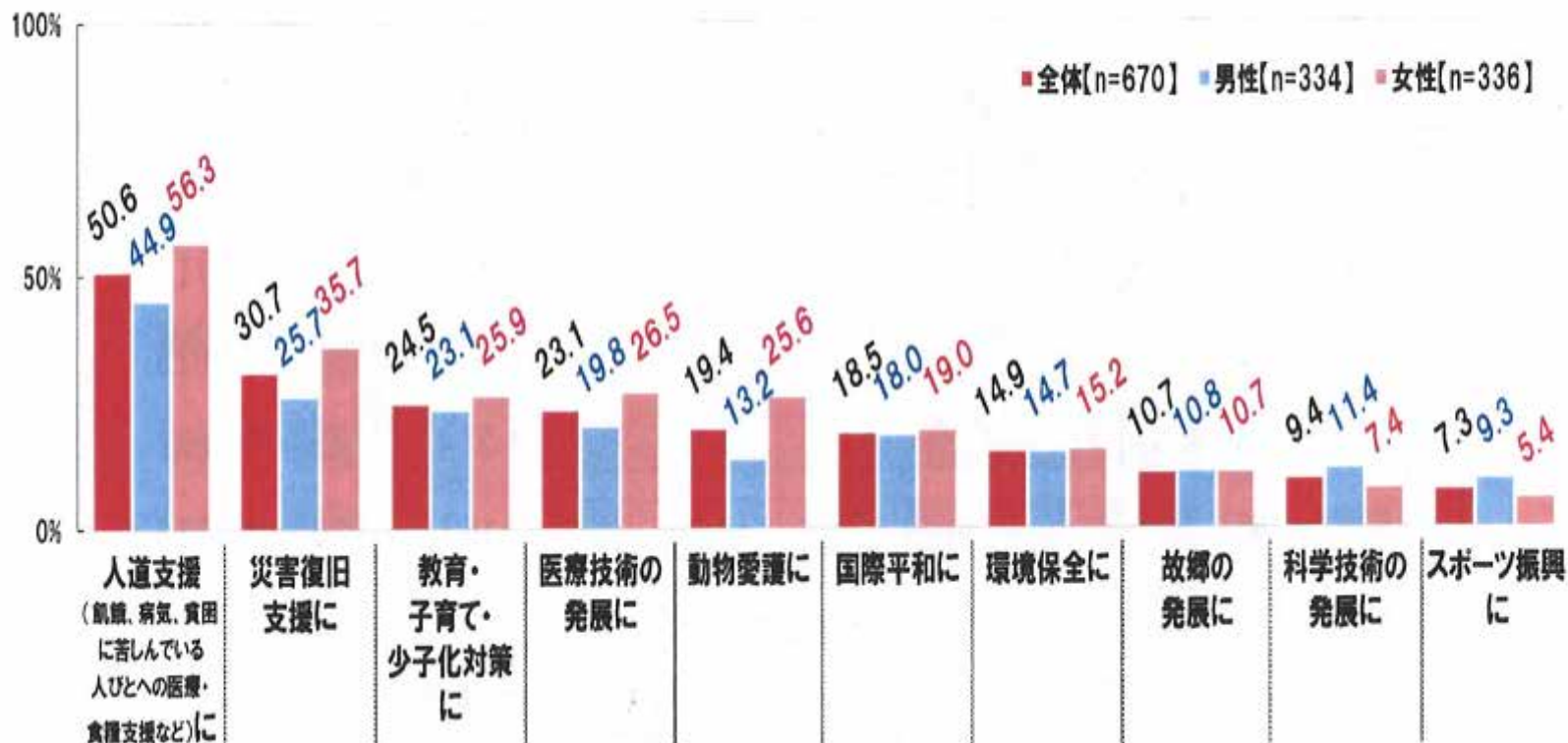
年末大掃除で寄付！220万人の会員を対象とした中古家電やゲームなどのリサイクル品の買取金額UPキャンペーン

(参考2 遺贈寄付)

遺贈寄付を何に役立てて欲しいか？

◆遺贈するとしたら、役に立ててほしいこと【複数回答】 ※上位10位までを表示

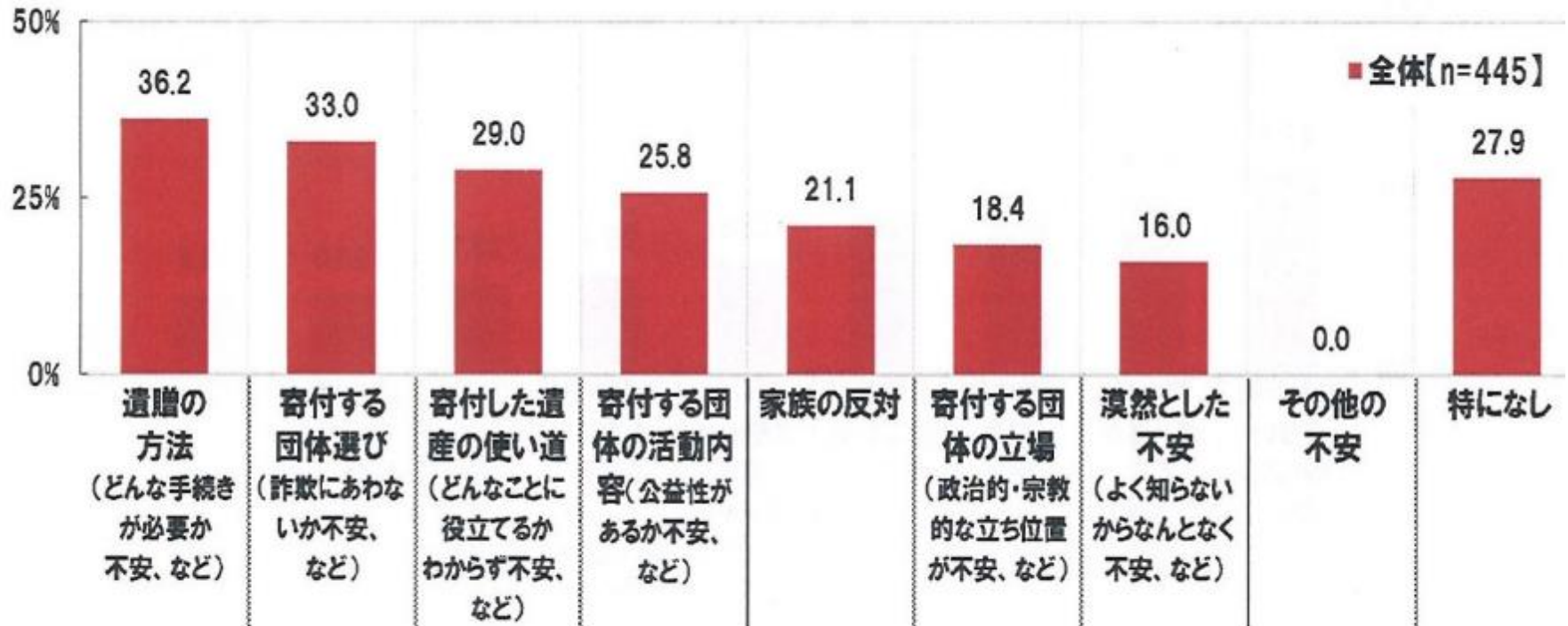
対象：遺贈に前向きな人



遺贈寄付に不安を感じますか？

◆遺贈や相続財産の寄付について、どのようなことに不安を感じるか（複数回答）

※対象：遺贈、または相続財産の寄付に前向きな445名



(参考2) 「人生の集大成としての社会貢献」を進める施策を実施

日本の年間相続額は37兆円～63兆円 (日本総研「政策観測」2012年8月)



相続の一部を寄付してもいいと考える人は… 21%
(寄付白書2013)



メカニズム上の課題

高齢者が寄付先がわからない問題
専門家も遺贈寄付実務を知らない問題
いいストーリーが顕在化していない問題



全国レガシーギフト協会発足

税制の3つの課題

譲渡益のある土地や株式の寄付場合、相続していない相続人が納税しなければならない問題。

譲渡益への非課税適用を受けようとする、一件一件国税庁長官の承認を2-3年かけて得る問題。

仮に非課税適用を受けると、賃貸にも売りにも出せない問題

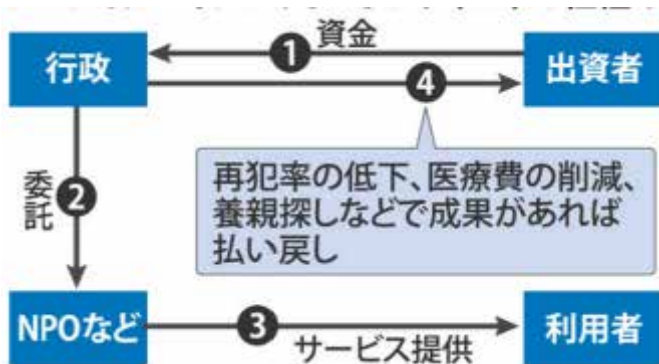


全国14ヶ所の無料相談窓口を発足。(年度内に16ヶ所に)
今後、全国47都道府県に拡大。自治体や弁護士会と連携した啓発活動や
弁護士・税理士向け研修、受け手の団体向け研修など実施

1 . (続き) 遺贈寄付の阻害要因解決に必要なこと

	問題の所在	解決策
<p>相続もしていないのに相続人が譲渡所得税を納めないといけない問題</p>	<p>遺贈を受けたNPOが納税することができない。NPOが相続人に納税額相当を譲渡し、そこから納税する方法があるが、その際に相続人に所得税がかかる(国税庁への照会への口頭回答)</p>	<p>国税庁の口頭解釈を「遺贈先団体が納税相当額を相続人に譲渡する場合は、一連の相続手続きの一環として相続人に所得税は課税しない」ように変える。</p>
<p>NPO等が非課税適用を受けるのに国税庁長官の承認が1件1件必要な問題</p>	<p>すでに所轄庁等で事業の公益性の認定を受けているにもかかわらず、改めて国税庁長官の承認を受けるために膨大な資料を提出して長期間の審査を経ないと認められない</p>	<p>相続人が相続財産を寄付する場合の非課税規定(70条)では、「公益法人、認定NPO法人」が控除対象で、改めて国税庁長官の承認は必要とされない。それに対して遺贈で寄付がされる場合の譲渡所得税の非課税規定(40条)は極端に要件が厳しくなっている。譲渡所得税の非課税規定も、相続財産を寄付する場合の非課税規定と同様の取り扱いとするべき。</p>
<p>非課税適用を受けると、公益を目的とする「事業に直接に供する」という制約が実態にあわない問題</p>	<p>譲渡所得税の非課税適用を受けると、「事業に直接供する」という条文に縛られて、寄付を受けたNPO等は、<u>土地や株式の売却、賃貸としての活用などはできない。</u></p>	<p>相続財産を寄付する場合の非課税(70条)では「事業に供する」とあるが、譲渡所得の非課税(40条)では「事業に直接供する」と「直接」が入っているためにこの問題が生じている。<u>40条の「直接」を削除する</u></p>

(参考3) ソーシャルインパクトボンドの実現



成果評価に基づき、歳出削減があった分を払戻す債券。行政組織が成果志向にパラダイム転換するうえで日本でこそ価値が高いモデル。

日本でも試行導入が進む(横須賀、尼崎等)

東近江市では成果連動型補助金としてコミュニティビジネスの起業支援モデルを創出している。

SIB推進に関する最新状況(2016年10月)

		行政	対象分野	2015	2016	2017
SIB組成 パイロット事業	厚労省		児童虐待、就労支援等	SIB検討会 (16年-3月)	予算要求予定	モデル事業?
	横須賀市		児童虐待	実証事業	支援委託+モデル事業化検討	?
	尼崎市		若者就労支援	実証事業	モデル事業化検討	?
	福岡市等7自治体		認知症予防	実証事業	実証事業	?
経済産業省 健康寿命延伸産業創出推進事業	A市		糖尿病重症化予防		予算要求予定	本格導入?
	B市		がん検診受診率向上		予算要求予定	本格導入?
日本財団 SIB組成公募事業	和兵衛市(大阪府)		がん検診受診率向上		実証事業	本格導入?
	高石市(大阪府)		がん検診受診率向上		実証事業	本格導入?
	東近江市(滋賀県)		起業支援			本格導入? (成果連動型補助金)